

加古川市浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱実施要領

1 趣旨

この要領は、加古川市浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関する補助金等の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象工事費

要綱第5条第1項に定める浄化槽の設置に要した費用とは、浄化槽の本体費、設置費、放流先への接続工事費及びその関連工事費の合計とする。

3 交付の申請

(1) 要綱第6条第1項第5号に定める「工事費の内訳がわかるもの」の様式は、別紙1のとおりとする。

(2) 市長は、要綱第8条第1項に定める承認をしたときは浄化槽設置整備事業補助金等変更承認通知書（別紙2）により、不承認をしたときは浄化槽設置整備事業補助金等変更不承認通知書（別紙3）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(3) 要綱第8条第2項に定める変更の届出の様式は、別紙4のとおりとする。

(4) 要綱第8条の2に定める中止又は廃止の届出の様式は、別紙5のとおりとする。

4 実績報告

(1) 要綱第9条第1号に定める「工事費の内訳がわかるもの」の様式は、別紙1のとおりとする。

(2) 要綱第9条第4号に定める「浄化槽の設置工事及び改造工事の経過を示す写真」は、別紙6のとおりとする。

(3) 要綱第9条第5号に定める「その他市長が必要と認める書類」は、チェックリスト（別紙7）とする。

5 竣工検査

要綱第10条に定める竣工検査は、要綱第9条に定める実績報告を行った後に、補助事業者及び浄化槽設備士並びに市職員または市から委託を受けた者の三者立会いで次に掲げる項目の検査を行うものとする。

(1) 流入管きよ及び放流管きよの勾配

(2) 放流先の状況

(3) 誤接合等の有無

(4) 弁の位置及び種類

(5) 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ

(6) 浄化槽の種類（メーカー型式）の確認並びに本体の上部及びその周辺の状況

(7) 既存のくみ取り便槽及び単独処理浄化槽の処分状況

(8) 受領委任払の意思確認

附 則

1 この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は令和3年4月1日から施行する。